

〔特集—独立 50 周年を迎えたマレーシア〕

独立後 50 年を経てみた人民憲法

原 不二夫

マレーシアは、1969 年の「5.13 事件」以外大きな種族¹⁾ 衝突に見舞われることなく、冷戦終結以来改めて世界各国で吹き出した民族紛争を尻目に、いわば模範的な多民族協和国家として独立 50 周年を盛大に祝った。種族間の対立はもはやマレーシアの主要な課題ではない、と言われて久しいように思う。しかし、最近の他教徒に不寛容なイスラム強硬派の台頭や統一マレー国民組織 (UMNO) 内 (とりわけ青年部) のマレー至上主義の隆盛を見ると、独立後半世紀を経たのに種族問題は果たしてどこまで解決されたのだろうか、という疑問が湧くのを禁じ得ない。

一方で、近年マレーシア国内では、UMNO 主導で行われた国家建設のありようを見直す時期に来ているという意見が、主に、かつて弾圧され口を封じられてきた左翼の人たちの間に高まってきており、そのような立場からの文献も多数刊行されている。左翼政党がほとんど姿を消してしまった今、彼らの多くはすでに政治活動を離れているが、これまでの正史は UMNO や連盟党、国民戦線の立場から書かれたもので、歴史事実を客観的に叙述していない、と見ているのである。

正史では、種族問題は基本的には UMNO とマラヤ華人公会 (MCA)、マラヤ・インド人会議 (MIC) との「取引き」で解決が図られたとされる。マラヤ連邦設立 (1948 年) 当時の移住民とその子孫に対する厳しい公民権 (市民権) 取得条件 (華人の 20% しか資格を認められなかった) を緩和する代りに、マレー人の特別な地位を認める、とするもので、独立憲法にもこの原則が反映されている。これによってマレーシアの安定がもたらされた面は否定できないであろう。では、別の途はなかったろうか。最大の「対案」は、1947 年に発表された「人民憲法」ではなかろうかと思う。マラヤ連邦の厳しい公民権取得条件がなければ「取引き」もなかったはずで、種族関係も自ずから違ったものとなったろう。「人民憲法」はその緩やかな公民権取得条件を目指していた。そこで、この「人民憲法」がどのようなもので、どのような背景の下に生まれ、もし施行されていたらどのような状況が生まれる可能性があったかを、独立後 50 年を経た現在の視点から探ってみ

¹⁾ 「民族」という人もいるが、特定の居住領域を持ってその地域について一定の統治権を求めているわけでないので、日本語として坐り心地は悪いがこの言葉を使わせていただきたい。因みに、マレーシアの華語では通常この語が使われる。

たい。マレーシア国内に再評価の声があるためであろう、「人民憲法草案」は、2005年5月に英語版²⁾、華語版³⁾が相次いで復刻出版された。以下、主にこれを基に検討を進めたい。なお、人民憲法の規定する国家は、名称は同じ「マラヤ連邦」だったが、イギリス案と違ってシンガポールを含めていた。

人民憲法は、1946年12月に植民地政府、UMNO、スルタンの協議を経て発表されたマラヤ連邦案への対案として、マレー人左派、非マレー人左派の連合体（Putera-AMCJA）が47年8月に策定したものである。Putera（Pusat Tenaga Rakyat）の中心はマレー国民党PKMM、AMCJA（All Malaya Council of Joint Action）の中心はマラヤ民主同盟MDU、全マラヤ職工連合総会FTUなど華人系組織（その背後にはマラヤ共産党[マ共]がいた）やMICだった。起草したのはMDUのJohn Eber（ユーラシア人）とQuok Peng Chenだった。Quokの本名は郭鶴齡（William Kuok）で、後の大富豪ロバート・クオク（郭鶴年）の次兄だった。マ共党員でもあり、53年に抗英戦争で戦死する。

人民憲法の内容

1 公民権

人民憲法の公民権条項は、総てのマラヤ出生者に自動的にムラユ（Melayu）公民権を認め、外国生まれの帰化条件も極めて緩やかだったが、マラヤへの忠誠を誓う者のみに公民権を認めるとも繰り返して述べている。解説の中で、「当局側のマラヤ連邦案は国籍と公民権を区別し、公民権を忠誠と無関係に認めている」と批判している。華人の多くは中国への帰属意識を持っており二重国籍を望んでいるが、マラヤへの帰属意識を持ちマラヤへの忠誠を誓う者のみが公民権、従って国籍を認められる、とも記している。当初案ではマラヤ公民権（Malayan Citizenship）だったが、協議の中で「Malayan は非マレーの響きがある」とのPKMMのムスタファの主張⁴⁾が入れられて「ムラユ」となったのだという。

華人社会一般が人民憲法に冷淡だったのは、このムラユという言葉への反発があったろう。2005年にマレーシアで開かれたある会議に出席した時、「あなたはムラユ民族 Bangsa Melayu を受け容れるか」と質問された元左翼活動家の華人が「マレーシア民族 Bangsa Malaysia ならともかく…」と言葉を濁したのが印象に

²⁾ *The People's Constitutional Proposals for Malaya 1947*, Kajang, Ban Ah Kam, 2005.

³⁾ 万家安 編『1947年馬來亞人民憲章草案』Kajang, 当代本土史料研究室、2005.

⁴⁾ Mustapha Hussain, *Memoir Mustapha Hussain: Kebangkitan Nasionalisme Melayu sebelum UMNO*, Kuala Lumpur, Dewan Bahasa dan Pustaka, 1999, pp.459-469. 同書の英語版 *Malay Nationalism before UMNO: The Memoir of Mustapha Hussain*, Kuala Lumpur, Utusan Publications and Distributors, 2005 では、この苦心の用語 Melayu が不用意に Malay と訳されている (p.345)。

残っている。反発はそれだけではなかったろう。中国との絶縁を迫るような憲法は、当時の華人には容認できなかったに違いない。しかし、時代を経て中国への忠誠心、帰属意識が華人にとって無縁になれば、この問題も解消する。独立時にはほぼそんな状況になっていた。「取引き」は不要だったろう。

2 種族問題に関わるその他の条項（要旨）

(1) 議会と選挙：種族（communal. 華語では「地方性」）を基盤とする立候補、割当ては認めないが、最初の3議会まではマレー人議員の比率は55%を下回ってはならない。

(2) 種族評議会（Council of Races）：マレー人、華人、インド人、ユーラシア、先住民、アラブ、ユダヤ人他、各2人の委員から成る。議会で可決された法律が種族、宗教面で差別的でないか否かを審議する（差別的と判定された場合どうなるかなどについて、詳細な規定が盛られている）

(3) 言語：公式機関での使用言語はマレー語とするが、当面他言語の使用も認める。公用語はマレー語とする。

(4) イスラム教とマレー人の慣習：マレー人自身が管轄する。

このような憲法から現在以上に良好な種族関係が生まれたかどうかを判断することは難しい。ここでは、マレー人への配慮は何えるが、現憲法にあるような永続的な「マレー人の特別な地位」は規定されていない。種族のしがらみから脱却しようとする姿勢がにじみ出ているといえよう。

今日から見れば、憲法の内容以上に、決定に至る過程が重要だったように思われる。UMNOの圧倒的な発言権が際立つ昨今の国民戦線内の状況とは違い、Putera-AMCJAの協議は、対等な立場で、相手を尊重しつつ、きわめて率直なやり取りを経て進められている。AMCJAは、後の社会主義戦線（1957～66年）内の労働党よりマレー人の立場への配慮があったように見える。植民地政府によって解体（1948年4月）されずに存続していれば、国民戦線に代り得る真の「代替戦線」として機能し得たのではないか、それは再び顕在化しつつあるやに見える「種族の溝」を乗り越える上で極めて有効な枠組みになったのではなかろうか、というのが小論の結論である。